

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

一般社団法人京都府木材組合連合会
平成 18 年 8 月 29 日制定公表
平成 21 年 8 月 10 日改正
平成 25 年 8 月 2 日改正公表
令和 8 年 1 月 14 日改正

第一 目的

本実施要領は、社団法人京都府木材組合連合会(以下「府木連」という。)が平成 25 年 8 月 2 日に作成し、公表した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」(以下「行動規範」という。)に規定する「事業者認定実施要領」(以下「実施要領」という。)の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成 18 年 2 月 15 日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(以下「合法性ガイドライン」という。)」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明」平成 21 年 2 月 15 日に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」(以下「間伐材ガイドライン」という。)に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成 24 年 6 月 18 日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(以下「発電用ガイドライン」という。)に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定(以下「認定」という。)を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報(以下、「GHG 関連情報」という。)の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

なお、発電利用に供する木質バイオマスの証明の認定を受けようとする事業者は、合法性ガイドラインに示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明」の認定を受けなければならない。

2 認定は府木連の会員を対象とし、会員でないものの認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

- 1 この実施要領に基づき事業者の認定を受けようとする事業者は、【別記 1】で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を府木連に提出しなければならない。
- 2 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請等に関する費用は、別紙に定める。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 府木連は、認定のため会長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。ただし、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。
- 3 府木連は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品(以下「合法木材」という。)及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等(以下「その他の木材」という。)と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの互いに、かつその他の木材と混在しないように分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

- ④ 関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第六 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

- 1 府木連は、認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)に対して【別記2】で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書(以下「事業者認定書」という。)」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号(GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。)、認定年月日を府木連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に認定番号及び合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。
- 2 別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【別記3-1】(GHG 関連情報を含まない)、【別記3-2】(GHG 関連情報を含む)とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、【別記4】で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木材製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、府木連に報告する。
※合法木材に係る取扱実績は【別記4-1】、木質バイオマスに係る取扱実績報告は【別記4-2】

2 府木連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

府木連は、必要に応じて、認定事業者による合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、府木連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど府木連に協力しなければならない。

府木連は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度(更新の認定を行う年度を除く)、書類検査を実施することとする。

第十 認定登録内容の変更及び認定事業者の取消し

- 1 認定事業者は、認定登録内容に変更があった場合は、【別記 5】を速やかに府木連に提出するものとする。
- 2 府木連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を府木連のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項(GHG 関連情報を含む。)に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
 - ③ 府木連が認定事業者に是正を求めた事項が解消されないとき。その他認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 3 府木連は、認定を取り消したときは、【別記 6】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。認定取消通知書を受け取った認定事業者は、交付を受けた事業者認定書を速やかに返納しなければならない。

第十一 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定の継続認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する 1 ヶ月前までに、【別記 1 ア】で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書(継続)」を府木連に提出しなければならない。

附則 1 本実施要領は、平成 18 年 8 月 29 日から施行する。

本実施要領は、平成 21 年 8 月 10 日から施行する。

本実施要領は、平成 25 年 8 月 2 日から施行する。

本実施要領は、令和 8 年 1 月 14 日から施行する。

- 2 『合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領』（平成 25 年 8 月 2 日改正公表）は廃止し、この実施要領に基づく事業者認定書については期間満了時まで有効とする。
- 3 実施要領第四の第 1 項に定める審査委員会は、正・副会長及び専務理事を充てる。
- 4 既認定済みの事業者が、現認定有効期間内に「GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定」が必要な場合は、本実施要領により再申請するものとする。但し、追加申請による認定期間は現認定期間とする。

別紙

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含む）に係る事業者認定実施要領の第三の2に基づき、認定等の費用負担について、下記のとおり定める。

※新規、継続ともに認定期間は3年

	認定手数料	制度維持費	現地調査費
合法木材のみ認定	10,000円		
合法木材及び木質バイオマスの認定	10,000円		
合法木材及び木質バイオマス（GHG 対応）の認定	20,000円	15,000円	旅費、日当相当額

なお、既認定済みの事業者が、現認定有効期間内に「GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定」が必要な場合は、本実施要領により再申請するものとする。但し、再申請による認定期間は現認定期間とし、制度維持費は認定期間に応じて5,000円/年で算出する。（認定期間が1年に満たない場合は、1年とみなし計算）

事業者認定申請書

令和 年 月 日

一般社団法人京都府木材組合連合会長 様

(申請者)

〒
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 : ⑩
電 話 :
F A X :
メールアドレス(PC):
事業者認定番号 :

※パソコンのメールアドレスがなければ記入する必要はありません。

貴団体の認定を得て

- 木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の証明
- a.発電利用に供する木質バイオマスの証明
- b.発電利用に供する木質バイオマスの証明（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含む）

を行いたいので、「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

(注 □印： バイオマス証明が必要で、かつ、GHG 関連情報の収集・管理・伝達を含む認定が不要であれば a に☑を記入し、GHG 関連情報の収集・管理・伝達を含む認定が必要であれば b に☑を記入のこと)

記

	創業年	(明治:大正:昭和:平成:令和) 年
1	従業員数	人
2	木材・木製品、木材チップ、間伐材の主要品目及び取扱数量	(添付必須) 別添1
3	事業所等の位置図、敷地、建物及び倉庫施設等の配置状況	(添付必須) 別添位置図及び配置図
4	分別管理及び書類管理の方針 *1	(添付必須) 別添2
5	その他 (ISO,JAS 等の工場資格等) *2	

*1 GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合は「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」

*2 JAS工場資格は、認定番号を、京都木材規格も同様に認定番号を記入のこと。

(別添1)

木材・木製品、木質チップ、間伐材の主要品目及び取扱数量

申請者名: _____

1 申請前1年間の取扱数量(期間:令和 年 月 日～令和 年 月 日)は、次のとおりです。

〔木材・木材製品の主要品目及び年間取扱数量〕

	入荷時の原木(=丸太)・ 製材品の区分	主 な 樹 種	出荷製品の品目又は名 称	取扱数量 (本・枚・m ³)	比率% (取扱総量中)
1					
2					
3					

入荷時の原木(=丸太)・製材品の区分:出荷商品の原材料として入荷した時点の区分を記入

主な樹種:スギ・ヒノキ・米松・WW等

出荷製品の品目又は名称:柱材・板物・合板・磨き丸太・机・椅子等を記入

〔間伐材年間取扱数量〕

	原木(=丸太)	主 な 樹 種	出荷商品の名称	取扱数量(m ³)	比率% (間伐材 取扱総量中)
1					
2					

原木(=丸太):原木(=丸太)と記入

主な樹種:スギ・ヒノキ

出荷商品の名称:素材(原木)・杭・柱物・チップ・オガコ等

事業者認定申請書

令和 年 月 日

一般社団法人京都府木材組合連合会長 様

(申請者)

〒
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 : 印
電 話 :
F A X :
メールアドレス(PC):
事業者認定番号 :

※パソコンのメールアドレスがなければ記入する必要はありません。

貴団体の認定を得て

- 木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の証明
- a.発電利用に供する木質バイオマスの証明
- b.発電利用に供する木質バイオマスの証明（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含む）

を行いたいので、「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

(注 □印： バイオマス証明が必要で、かつ、GHG 関連情報の収集・管理・伝達を含む認定が不要であれば a に☑を記入し、GHG 関連情報の収集・管理・伝達を含む認定が必要であれば b に☑を記入のこと)

記

	創業年	(明治:大正:昭和:平成:令和) 年
1	従業員数	人
2	木材・木製品、木材チップ、間伐材の主要品目及び取扱数量	(添付必須) 別添 1
3	事業所等の位置図、敷地、建物及び倉庫施設等の配置状況	(添付必須) 別添位置図及び配置図
4	分別管理及び書類管理の方針 *1	(添付必須) 別添 2
5	その他 (ISO,JAS 等の工場資格等) *2	

*1 GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合は「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」

*2 JAS工場資格は、認定番号を、京都木材規格も同様に認定番号を記入のこと。

(別添1)

木材・木製品、木質チップ、間伐材の主要品目及び取扱数量

申請者名: _____

1 申請前1年間の取扱数量(期間:令和 年 月 日~令和 年 月 日)は、次のとおりです。

〔木材・木材製品の主要品目及び年間取扱数量〕

	入荷時の原木(=丸太)・ 製材品の区分	主 な 樹 種	出荷製品の品目又は名 称	取扱数量 (本・枚・m ³)	比率% (取扱総量中)
1					
2					
3					

入荷時の原木(=丸太)・製材品の区分: 出荷商品の原材料として入荷した時点の区分を記入

主な樹種: スギ・ヒノキ・米松・WW等

出荷製品の品目又は名称: 柱材・板物・合板・磨き丸太・机・椅子等を記入

〔間伐材年間取扱数量〕

	原木(=丸太)	主 な 樹 種	出荷商品の名称	取扱数量(m ³)	比率% (間伐材 取扱総量中)
1	原木(=丸太)				
2					

原木(=丸太): 原木(=丸太)と記入

主な樹種: スギ・ヒノキ

出荷商品の名称: 素材(原木)・杭・柱物・チップ・オガコ等

〔発電利用に供する木質バイオマス年間取扱数量〕

	区分	主 な 樹 種	出荷商品の名称	取扱数量 (m ³)	比率%
1	間伐材等由来の木質バイオマス				
	うち、GHG 関連情報を伴うもの				
2	一般木質バイオマス				
	うち、GHG 関連情報を伴うもの				

間伐材等由来の樹種: スギ・ヒノキ等人工林の樹種に限る 出荷商品の名称: 原木・チップ・オガコ

一般木質バイオマスにおける樹種: スギ・ヒノキ・マツ・竹など 出荷商品の名称: 原木・チップ・オガコ

2 過去3年間の証明材(合法性・間伐材・木質バイオマス)の取扱数量は次のとおりです。

証明材の種類	3年間取扱数量(累計) (本・枚・m ³)	出荷商品名称(主要品目)	比率%
木材・木材製品			
間伐材			
木質バイオマス			
GHG 関連情報を伴う 木質バイオマス			

事業者認定書

年 月 日

〇〇〇 様

一般社団法人 京都府木材組合連合会

1 団体認定番号

〇京木連第〇号

（合法木材・木質バイオマス）

京GHG〇〇-〇号

（GHG関連情報を含む木質バイオマス）

2 事業者の所在地

3 有効期間

※GHG 関連情報の収集・管理・伝達を除く

(例) 流通・加工段階における証明書の場合

番 号
令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び

発電利用に供する木質バイオマスの証明書

○ ○ 様
(販売先)

○ ○ ○ 製材株式会社 (印)
認定番号 ○○京木連第○○号

下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

1. 樹 種
2. 数 量
3. その他必要事項

注1：上述1～4の項目に該当を○で明記すること。

注2：なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（合法木材、間伐材、間伐材もしくは一般木材由来のバイオマスであること、認定番号等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

【別記3-2】合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明書の様式

※GHG 関連情報の収集・管理・伝達を含む

(例) 流通・加工段階における証明書の場合

番 号
令和 年 月 日

発電チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス（一般木質バイオマス）証明書

○ ○ 様
(販 売 先)

○ ○ ○ 製材株式会社 ⑩
認 定 番 号 ○○京木連第○○号
京 GHG00-○号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマス（一般木質バイオマス）であり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG 関連情報（GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工
ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

- トラック最大積載量：1t 車以上 2t 車以上 4t 車以上
10t 車以上 20t 車以上

- 輸送距離：10km 以下 20km 以下 30km 以下 40km 以下 50km 以下
100km 以下 150km 以下 200km 以下 300km 以下

※ GHG 関連情報（3）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km 単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、 250km 以下、 350km 以下など）や 10km 単位での数値記入欄の設定（例えば、「 0 km」）が可能。

その他 GHG 関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材もしくは一般木材由来のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

事業体名 _____
 認定番号 _____
 担当者名 _____
 TEL _____
 FAX _____
 Eメールアドレス _____

令和 年度 合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品 取扱実績報告

期間(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

業 種	木材・木材製品の取扱量 (総数)		うち合法性等の証明されたもの	
	入荷量 m3	出荷量 m3	入荷量 m3	出荷量 m3
素材生産				
素材流通				
木材加工	チップ			
	製材			
	合板			
	集成材			
	木質ボード類			
	その他(プレカット材)			
	その他()			
	その他()			
木材流通	製材			
	合板・ボード類			
	集成材			
	その他()			
	その他()			
その他	上記以外の業種名記載			
計				

注1 取扱量は「m3」で記載して下さい。(単位が「本」、「枚」の場合も「m3」に換算しなおして下さい)

2 その他欄に記載された場合は、その品目名も記載願います。

3 「合法木材」として入出荷していない場合は、合法木材の取扱実績は「0」としても問題はありません。
 ※報告していただいた数字は、全事業者で合計をして公表をさせていただきます。

(一社)京都府木材組合連合会 宛て

事業体名

令和 年度間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス
であることが証明された木材の取扱実績報告

■報告事業体基本情報

1 従業員数を教えてください

_____ 人

2 主な業態に1つ〇を付けてください

自伐林家		木材加工業者	
素材生産者		木材製品流通業社	
素材流通業者		森林組合組織	
チップ製造業者		その他(具体的に)	
製材業者			

3 主に取り扱っている製品に1つ〇を付けてください

国産原木		輸入チップ	
輸入原木		剪定枝・街路樹	
国産製材		一般廃棄物	
輸入製材		その他	
国産チップ		わからない	

4 証明したバイオマスチップの実績について教えてください

間伐由来のバイオマス	入荷量	m ³
	出荷量	m ³
うち、GHG関連情報を伴うもの	入荷量	m ³
	出荷量	m ³
一般木質バイオマス	入荷量	m ³
	出荷量	m ³
うち、GHG関連情報を伴うもの	入荷量	m ³
	出荷量	m ³

※m³でなくt(トン)で数字を記載する場合はその旨を記載ください

※報告していただいた数字は、全事業者で合計をして公表をさせていただきます。

【別記 5】（内容変更届の様式）

認定事業者内容変更届

令和 年 月 日

一般社団法人京都府木材組合連合会 殿

認定事業者名称

認定番号

所在地

代表者氏名

印

電話

FAX

メールアドレス (PC)

事業者の認定内容について、次の通り変更があったので届け出します。

記

変更事項	変更内容	
	変更前	
	変更後	
	変更前	
	変更後	
	変更前	
	変更後	

(注1) 登記簿謄本等、変更内容が確認できる書類の写しを添付してください。

(注2) 変更手数料¥2,000 を再発行認定書発行時にご請求いたしますのでご了承ください。

【別記 6】（認定取消通知書の様式）

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定の
認定取消通知書

年 月 日

様

一般社団法人京都府木材組合連合会長

貴事業者については、年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、
合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証
明に係る事業者認定要領第十の規定に基づき、〇年〇月〇日付けでその認定を取り消
したので通知します。

記

- 1 団体認定番号：
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 事業者の所在地：
- 5 取消の理由

以上

合法性・持続可能性の証明、間伐材の証明の確認及び発電利用に
供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

一般社団法人京都府木材組合連合会

平成 25 年 8 月 2 日

令和 8 年 1 月 1 4 日改正

違法伐採は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって極めて重要な課題であり、我が国としては、これまで「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいて取り組んできた。具体的には、違法伐採対策として、二国間、地域間及び多国間での協力推進、違法伐採木材の識別のための技術開発、民間部門における取組の支援等を実施してきたところである。

平成 17 年 7 月には英国で開催された G8 グレンイーグルズ・サミットの結果、政府調達、貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むことに合意した G8 環境・開発大臣会合の結論が承認され、我が国としては「日本政府の気候変動イニシアティブ」において違法伐採対策に取り組むことを表明したところである。

このような中、政府は、合法性、持続可能性の確認方法を整理し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を改定することにより、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を国及び独立行政法人等による調達の対象として推進を図ることとなった。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)に基づく平成 24 年 6 月 18 日経済産業省告示第 139 号(以下「告示」という。)において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第 12 号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く。)」(以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。)を電気に変換する設備、同表第 13 号に掲げる「木質バイオマス」(以下「一般木質バイオマス」という。)を電気に変換する設備、同表第 14 号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に

影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

これらのようなことを踏まえ、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、円滑に、かつ秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給者がその証明に取り組むに当たって、また、違法伐採対策として合法性、持続可能性が証明された木材の供給を推進すべく、合法性、持続可能性の証明及び間伐材の確認に関する平成 18 年 8 月 10 日公表「違法伐採に関する自主的行動規範」及び平成 21 年 8 月 10 日公表「間伐材チップの確認に関する自主的行動規範」に、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する内容を併せた自主行動規範を制定し、ここに公表する。

また、令和 4 年度以降の FIT・FIP 認定案件（1,000kw 以上）については、ライフサイクル GHG の基準が適用される場所、発電事業者による GHG の算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されるよう、国内で発生する木質バイオマスの供給者が取り組むべき事項についても併せて定めるものとする。

(合法性・持続可能性の証明、間伐材の証明及び間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定)

林野庁が先に策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」及び「間伐材チップの確認のためのガイドライン」と併せて平成 24 年 6 月 18 日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」のそれぞれに示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法(団体認定方式)をまとめ、「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、社団法人京都府木材組合連合会の会員事業者の認定を行い、「合法性・持続可能性」「間伐材の確認」及び「間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマス」であることが証明された、木材・木材製品・間伐材・木質バイオマスの供給に努めるものとする。

また、国内木質バイオマスを使用した発電案件のライフサイクル GHG の算定に必要な情報の収集・管理・伝達の取組についても、会員事業者の申請に基づき認定を行うものとする。

(情報の公開)

一般社団法人京都府木材組合連合会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

(既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進)

一般社団法人京都府木材組合連合会は、発電利用に供する木質バイオマスの利用に当たっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。